

「高野山・有田川上流の 持続的農林業システム」と

「有田みかんシステム」の

世界農業遺産認定

を目指して

閩産業課（金屋庁舎）・清水行政局産業振興室

私たちは、先人たちの努力により何世代も引き継がれてきた「農林業システム」を誇りに思い、後世に引き継がなければなりません。有田川町では地域の皆さまとともに「高野山・有田川上流域の持続的農林業システム」と「有田みかんシステム」の世界農業遺産認定に向けた取り組みを展開しています。

農業遺産とは

世界農業遺産とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接にかかわって育まれた文化やランドスケープ（風景・景色・景観）、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を認定する制度です。農業遺産には国連食糧農業機関（FAO）が認定する「世界農業遺産」と、農林水産大臣が認定する「日本農業遺産」があります。また、認定後の土地などには特別な規制はありません。

世界農業遺産の認定基準

申請地域は、世界的な重要性や申

請地域の特徴、保全計画に基づき評価されます。

申請地域の特徴を評価する認定基準は次の5つです。

① 食料・生計の保障

・ 地域住民の「生活の糧」となっているか？

・ 地域社会同士で、農林水産物の「やりとり」が行われているか？

② 生物多様性・生態系機能

・ 生物多様性に恵まれているか？

③ 知識システム・適応された技術

・ 独自の技術や天然資源の管理システムがあるか？

④ 文化、価値観、社会組織（農文化）

・ 伝統、文化、精神、宗教、社会的な取り組みがあるか？

⑤ ランドスケープ、土地・水資源管理

・ 水管理システムや棚田など、人に営みがもたらした「空間」があるか？

次ページから、現在認定に向けて取り組んでいる2つの農林業システムについてご紹介します。